

播磨灘・備讃瀬戸環境保全岡山県協議会設置要綱

(目 的)

第1条 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を変更するに当たり、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法第110号）第4条第2項の規定を踏まえ、湾、灘その他の海域を単位として関係者等の意見を聴くために、播磨灘・備讃瀬戸環境保全岡山県協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 協議会は、別表に掲げる団体をもって構成する。

(役 員)

第3条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長1名

2 会長は、岡山県環境文化部長をもって充て、協議会を統括する。

3 副会長は会員の中から選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その事務を代理する。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、岡山県環境文化部環境管理課に置く。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年11月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月31日から施行する。

分野	名称
漁業	岡山県漁業協同組合連合会
海洋	玉野市立玉野海洋博物館
事業者	一般社団法人岡山県商工会議所連合会
環境	公益財団法人岡山県環境保全事業団
文化	公益財団法人岡山県郷土文化財団
生活	生活協同組合おかやまコープ
研究	岡山大学理学部附属牛窓臨海実験所 岡山県環境保健センター 岡山県農林水産総合センター水産研究所
行政	環境省 中国四国地方環境事務所
	沿岸市 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市
	岡山県 環境文化部（環境管理課、循環型社会推進課）、農林水産部（耕地課、水産課） 土木部（防災砂防課、港湾課）